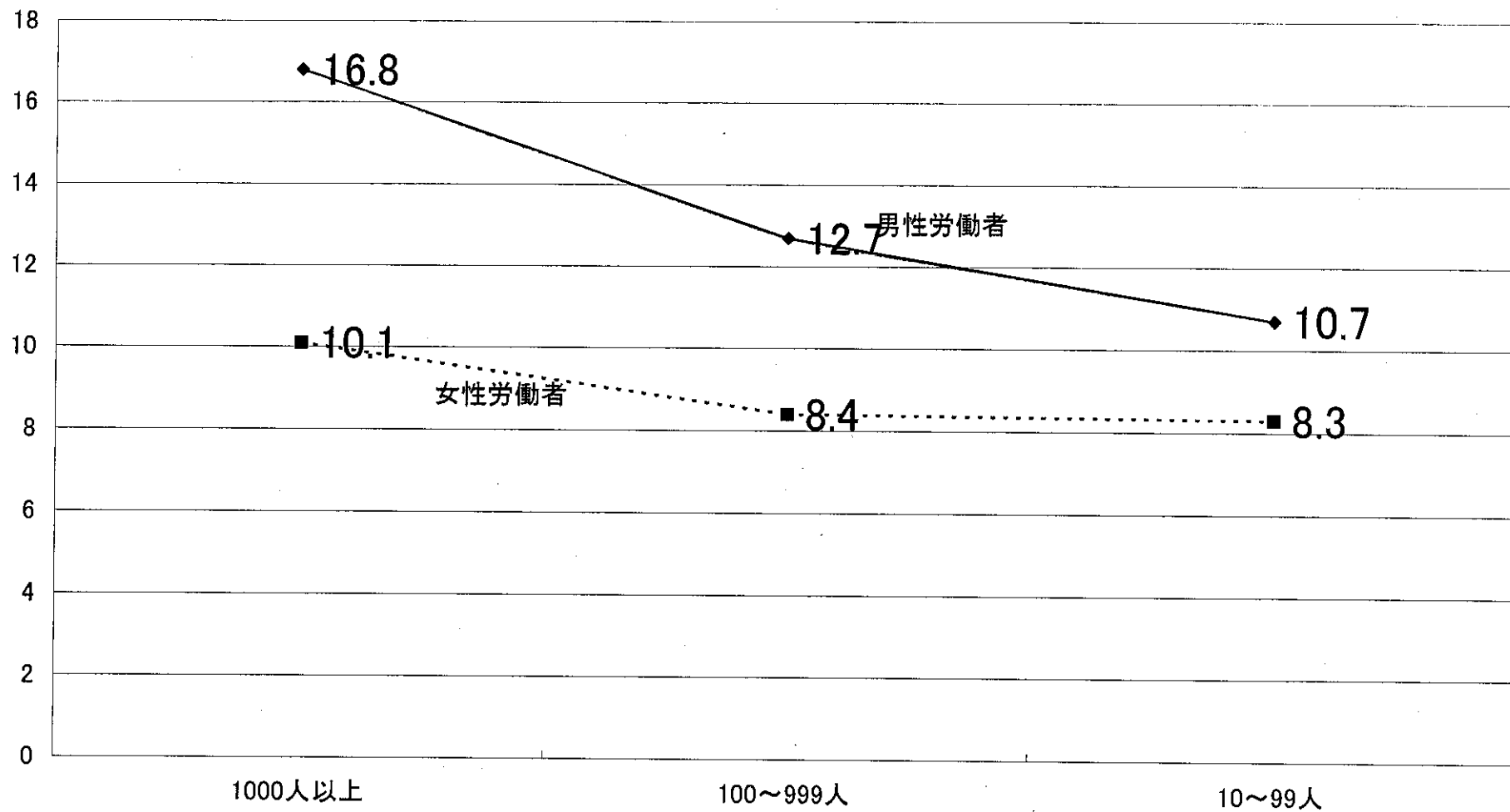


(図表27-1) 企業規模、性別勤続年数(2000年)

(勤続年数、年)



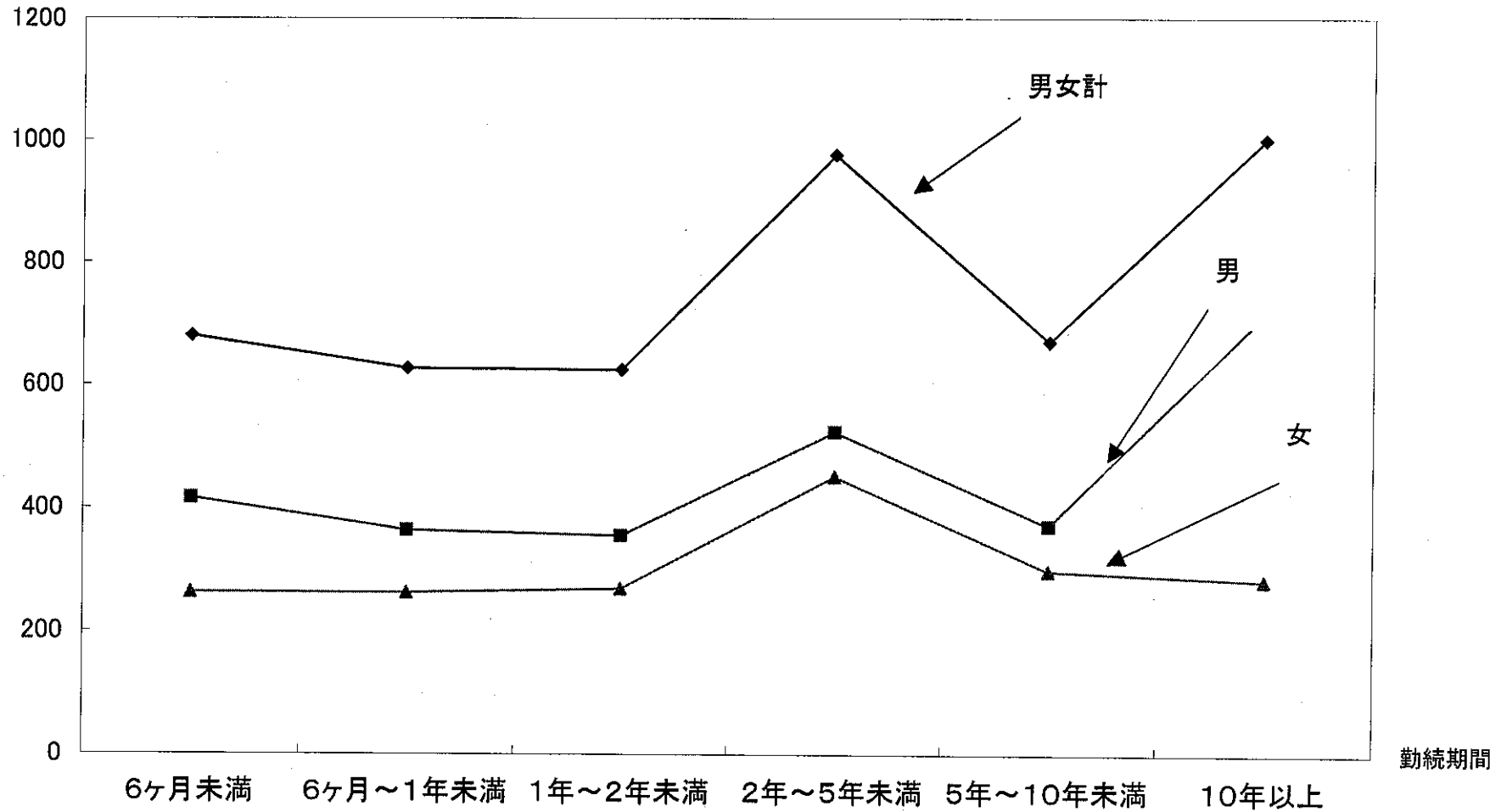
(出典)「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(企業規模、人)

87

離職者数 (千人)

図表27-2 一般労働者の勤続期間別離職者数



出典:平成12年雇用動向調査報告

(注)一般労働者とは、集計区分上、常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

47
67

図表27-3 退職金(一時金も含む)の現状

	退職一時金制度 がある企業(注 1)	準備の		中小企業 退職金共 済制度		特定退職 金共済制 度		その他支 払い準備 形態	
		社内準備	準備の み)	うち、中 小のみ)	うち、特退 共のみ)	うち、特退 共のみ)	(その他支払い 準備形態のみ)		
企業規模計	79.7	68.3	58	30.2	20.5	11.1	6.5	3.5	2.2
1000人以上	77.3	98.6	96	-	-	0.6	3.7	3.5	0.9
300~999人	68.8	92.9	85.6	6.4	3.3	7.2	2.1	2.3	1
100~299人	76.9	82.5	70.8	19	9.3	9	4.1	4	2
30~99人	81.8	60.6	50.2	36.8	26.3	12.5	7.8	3.5	2.5

(注1)退職金制度がある企業に対する退職一時金制度がある企業数の割合
 その他数字は、退職一時金制度がある企業の割合=100とした場合の割合

(出所)労働省「退職金制度・支給実態調査報告 平成9年版」

対象:本社の常用労働者が30人以上の民営企業のうちから産業、企業別に層化して抽出した約5,300企業

50

○退職一時金の受給に必要な最低勤続年数について(支払い準備形態が社内準備(退職金引当制度等)のもの)

1企業平均最低勤続年数(自己都合)

(単位 %)

	社内準備採用の企業		勤続年数階級					1企業平均最低勤続年数(年 ヶ月)	
			1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満		5年以上
調査産業計	100	(68.3)	1.1	16.3	21.5	58.7	2	4.5	2 7
1,000人以上	100	(98.6)	2	21.2	20.1	55.4	0.4	4.3	2 5
300~999人	100	(92.9)	0.8	22.2	17.3	53.9	1.1	4.7	2 5
100~299人	100	(82.5)	0.7	16.6	21	55.8	1.1	4.7	2 6
30~99人	100	(60.6)	1.2	15	15.5	61.1	2.6	4.4	2 7
(主な業種別)									
製造業	100	(65.7)	2.1	14.2	15.5	61.2	2.4	4.5	2 8
卸	100	(71.2)	0	8.5	20.7	64.9	3.6	2.2	2 8
サービス業	100	(78.6)	1.9	22	13.1	55	1.2	6.7	2 6

()内の数値は、退職一時金制度がある企業に対する支払い準備形態として社内準備がある企業数の割合

1企業平均最低勤続年数(会社都合退職)

(単位 %)

	社内準備採用の企業		勤続年数階級					1企業平均最低勤続年数(年 ヶ月)	
			1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満		5年以上
調査産業計	100	(68.3)	12.7	28.4	13	41.6	1.2	3.2	2 0
1,000人以上	100	(84.8)	25.7	41	10.3	19.5	0.1	3.4	1 5
300~999人	100	(92.9)	19.0	41.3	9.8	27.1	0.4	2.4	1 7
100~299人	100	(82.5)	12.3	28.5	16.1	38.7	0.7	3.7	2 0
30~99人	100	(60.6)	11.3	25.9	12.2	46	1.5	3.1	2 1
(主な業種別)									
製造業	100	(65.7)	13.5	27	10.3	43.5	1.5	4.1	2 0
卸	100	(71.2)	15.8	17	15.2	49.2	1.8	1	2 1
サービス業	100	(78.6)	13.5	35.6	10	34.4	0.9	5.3	1 11

()内の数値は、退職一時金制度がある企業に対する支払い準備形態として社内準備がある企業数の割合

※退職一時金の支給率は、勤続年数や退職事由別に各社各様に決められている。

(出所)労働省「退職金制度・支給実態調査報告 平成9年版」

図表 27-4 勤続年数階級別に見た男性定年退職者 1 人平均退職一時金の額（月収換算）

（単位：月分）

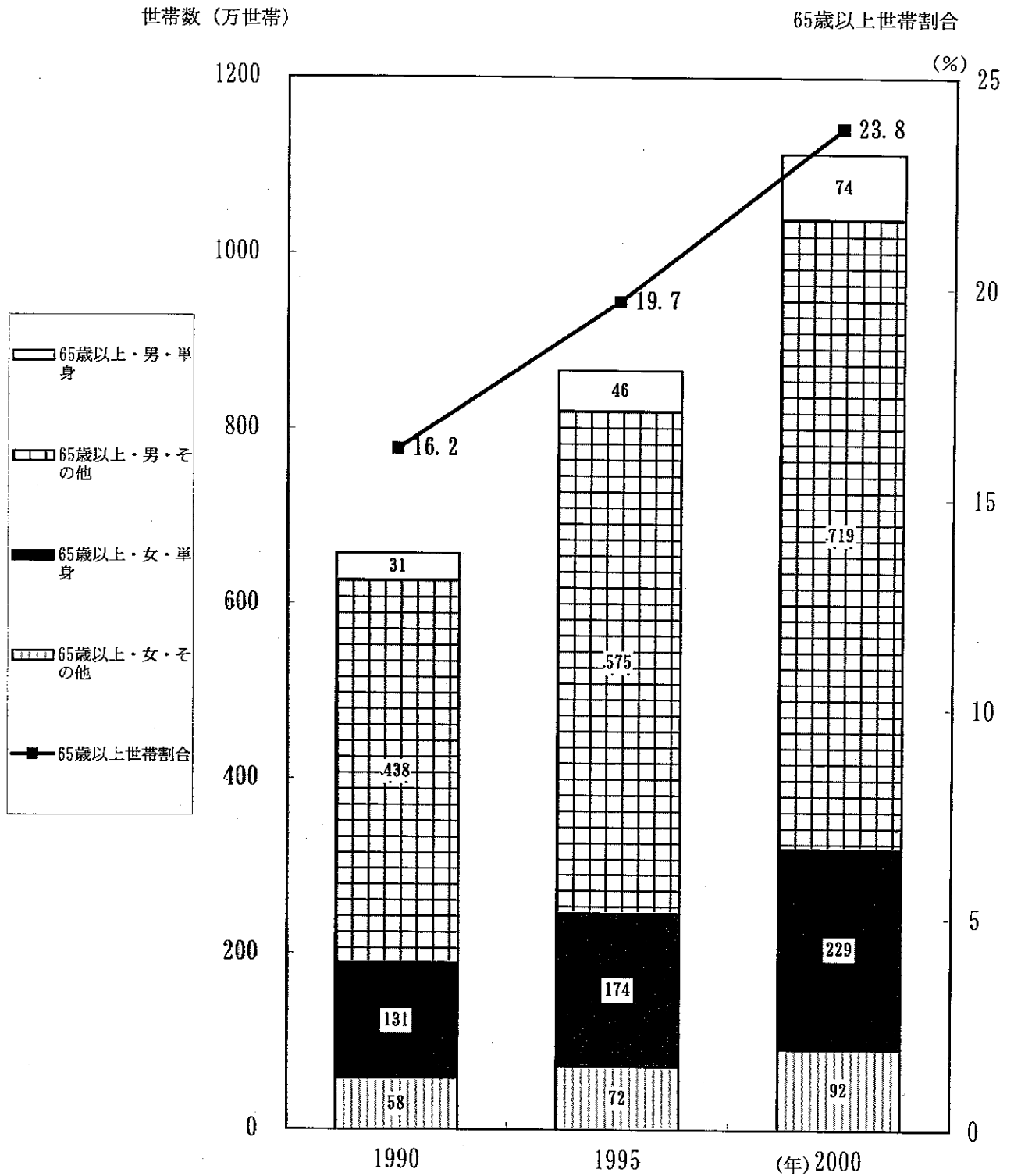
勤続年数階級	企業規模計	常用労働者数 1,000 人以上	100～999 人	30～99 人
計	32.1	43.7	29.5	20.2
20～24 年	16.0	22.5	16.5	14.9
25～29 年	19.8	29.4	23.2	12.6
30～34 年	33.0	37.3	31.1	28.5
35 年以上	40.7	47.5	36.6	28.5

出典) 労働省「退職金制度・支給実態調査報告 平成 9 年版」

(注) 1. 月収換算とは、退職時の所定内賃金に対する退職一時金額の倍率。

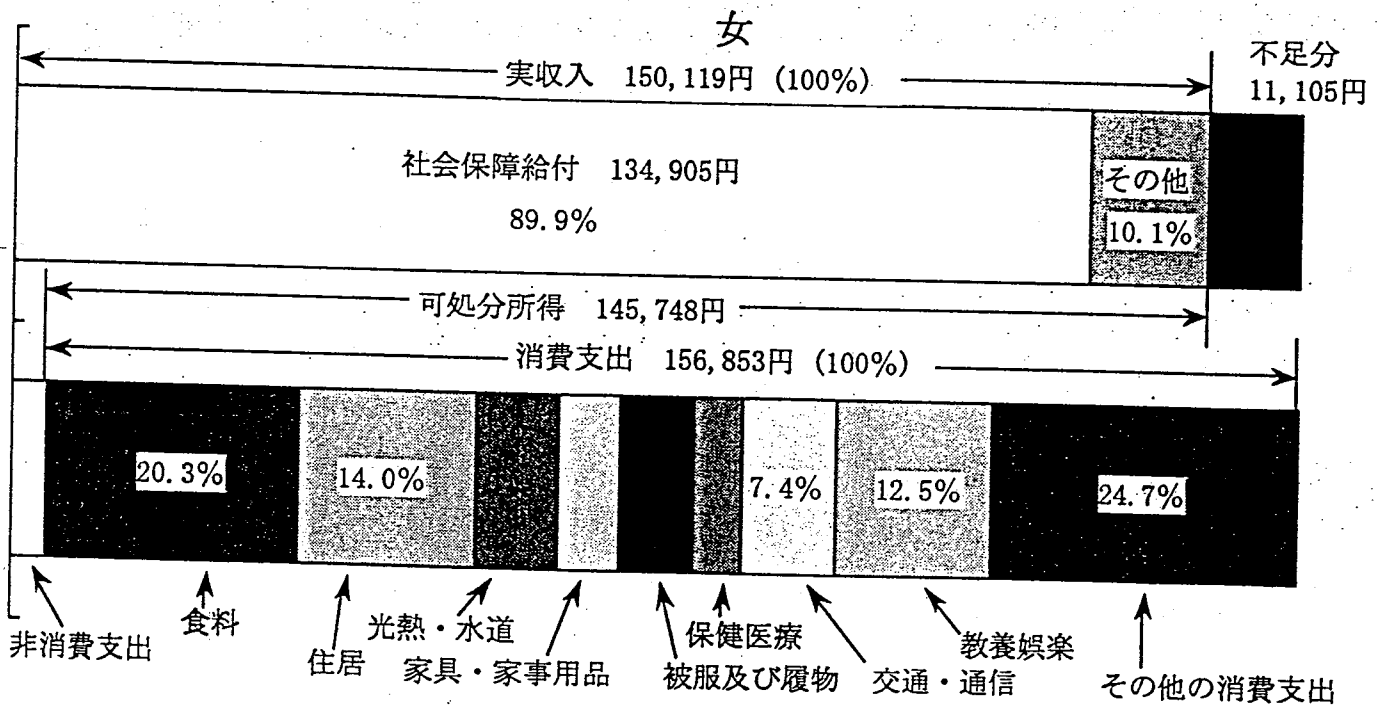
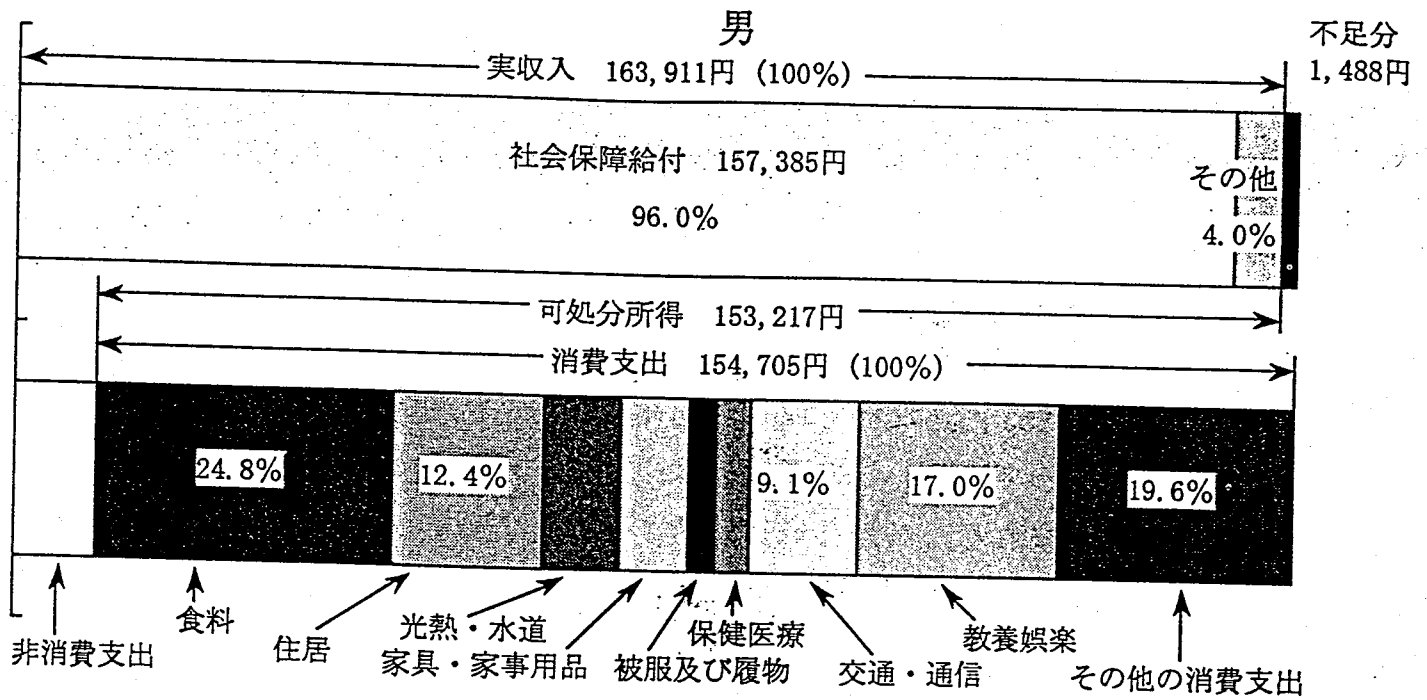
52

(図表28-1) 高齢世帯の割合の推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(1998年10月推計)により作成。
 2. 世帯主の性別・年齢別(2区分)・65歳以上世帯構造(2区分)別一般世帯数の推移。
 3. 1990~2000年は「国勢調査」による。
 4. 65歳以上世帯割合は、全世帯数に対する世帯主65歳以上世帯数の割合。

図表 28-2 高齢無職単身世帯の1か月平均家計収支の内訳



(出典) 平成 11 年 全国消費実態調査

図表 28-3

「現在の遺族年金制度のしくみ」

遺族		遺族基礎年金	遺族厚生年金(注1)		
右 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	子のいる場合 (注2)	妻	子が18歳に達するまで支給される 夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される(注3・注4)		
		夫	配偶者死亡時の年齢が55歳以上の場合	支給されない	
	配偶者死亡時の年齢が55歳未満の場合		支給されない	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止、子が遺族厚生年金の受給権を有する場合は夫の遺族厚生年金は支給停止される)	
	子のいない場合	妻	配偶者死亡時の年齢が35歳未満の場合	支給されない	
			配偶者死亡時の年齢が35歳以上の場合	支給されない	夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される 夫の報酬比例の年金額の3/4に加えて40歳以降65歳未満の間は中高齢寡婦加算(40歳までは夫の報酬比例の年金額の3/4のみ支給)が加算される(注4)
		夫	配偶者死亡時の年齢が55歳以上の場合	支給されない	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止)
			配偶者死亡時の年齢が55歳未満の場合	支給されない	支給されない
	高 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合		妻	支給されない	
		夫	支給されない		

- (注1) 現役期に夫が死亡した時の妻や子に対する給付については、夫の被保険者期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の金額は25年で計算される。
- (注2) 「子」とは、18歳未満又は障害状態で20歳未満の子をいう。
- (注3) 夫の死亡当時妻が35歳未満であっても、子どもが18歳に達した時点で妻が35歳以上である場合は、40歳以降65歳未満の間中高齢寡婦加算が加算される。
- (注4) 遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受給できるようになったときに、昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、中高齢寡婦加算と老齢基礎年金の差に相当するものとして、経過的寡婦加算が加算される。
- (注5) この表で整理したケース以外に、夫の年齢、妻の年齢、子の年齢によって様々なケース(年金受給者だが18歳未満の子がいる、年金受給者である夫は死亡したが自らはまだ年金受給年齢とはなっていないなど)が生じ得るが、ここでは省略している。
- (注6) 遺族厚生年金は、この表で整理した以外にも、子、父母、孫、祖父母が支給対象となるが、ここでは省略している。また、国民年金では独自制度として寡婦年金、死亡一時金があるが、ここでは省略している。

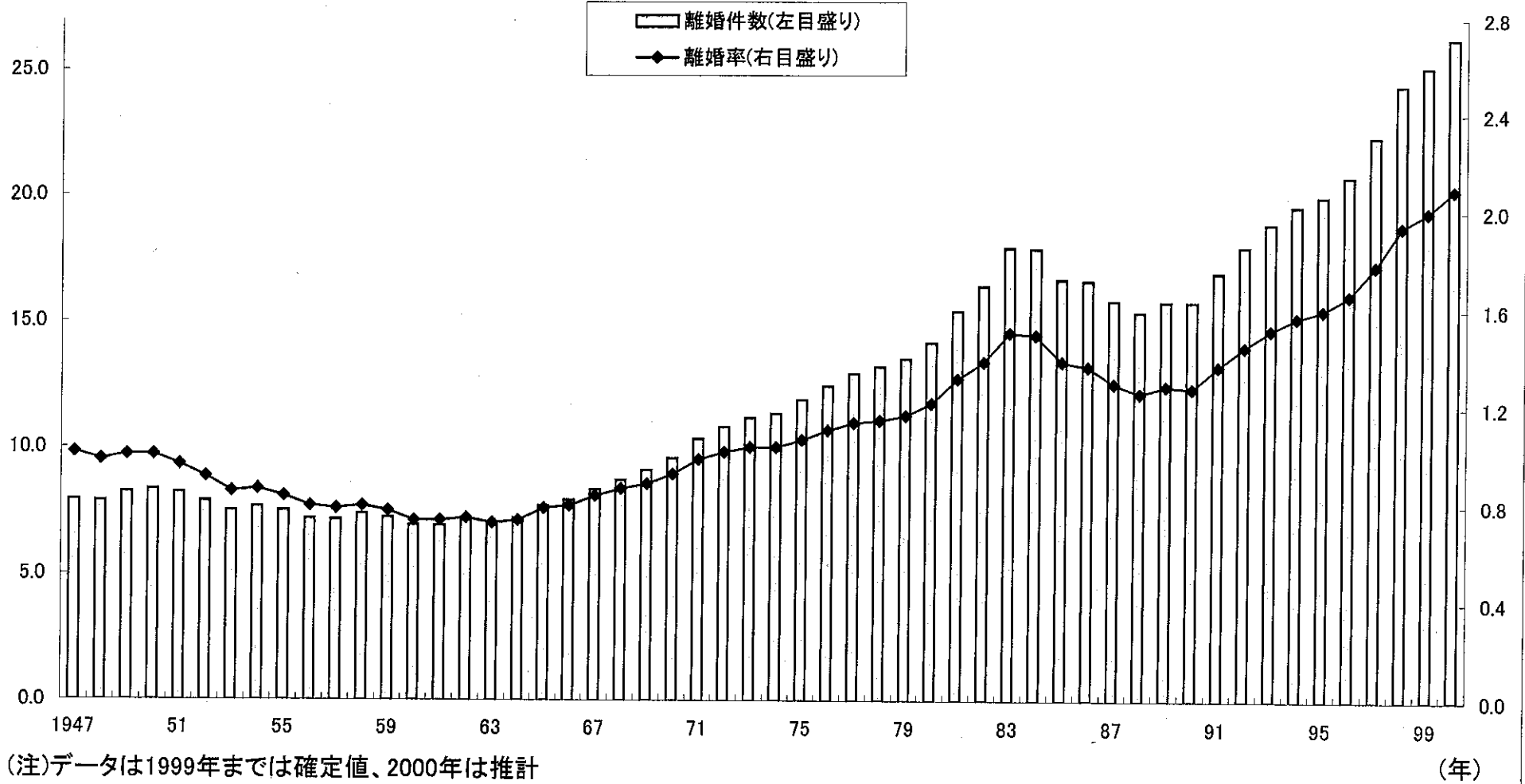
(出典) 厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」報告書

55

(図表29) 離婚件数及び離婚率の推移

(離婚件数(万組))

(離婚率(人口千対))



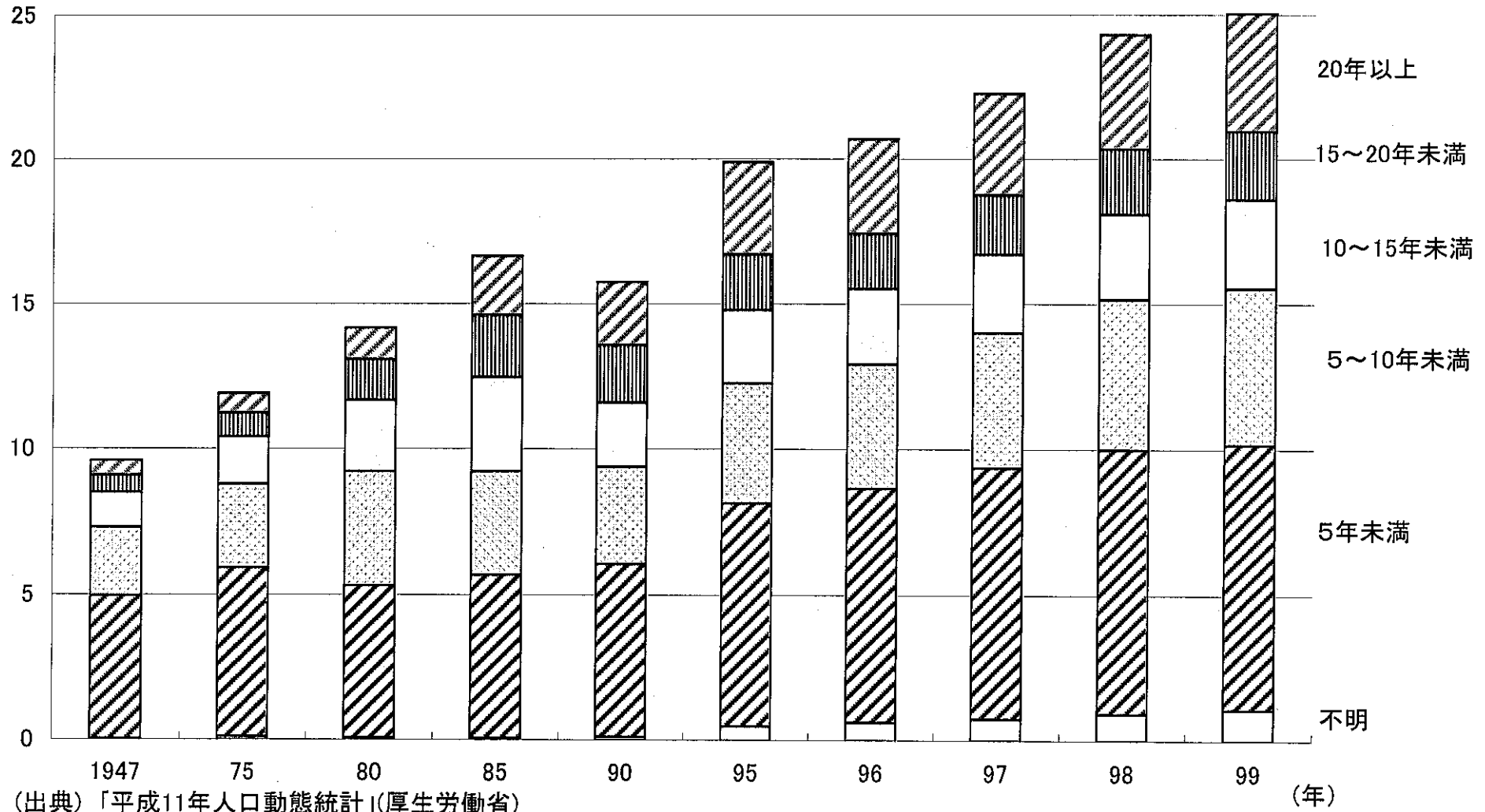
(注)データは1999年までは確定値、2000年は推計

(出典)「平成12年人口動態統計年次推計」(厚生労働省)

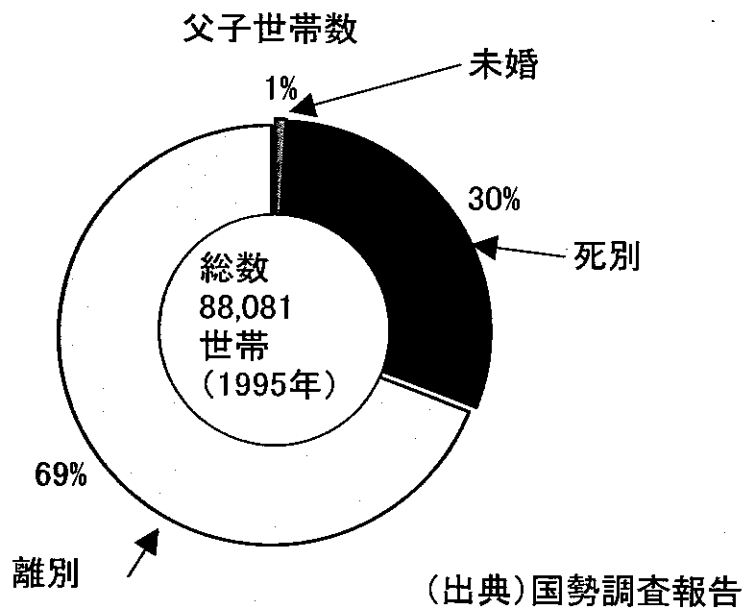
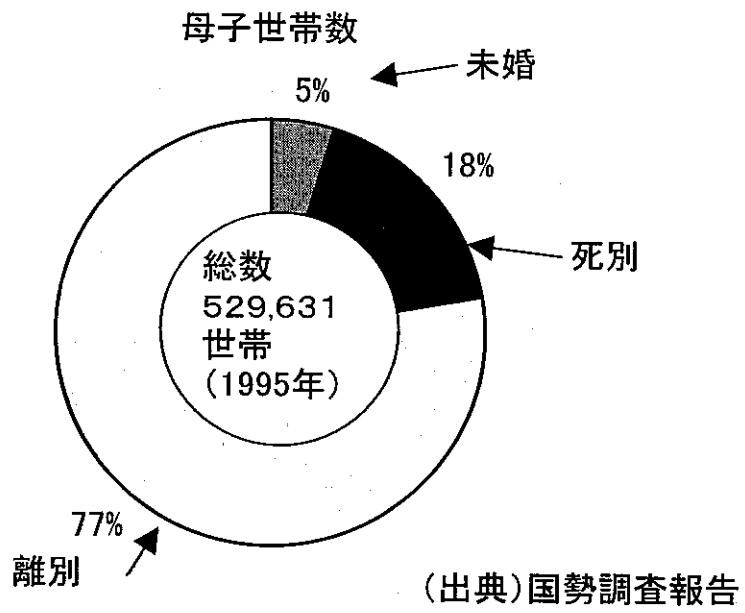
9.9

(図表30-1) 同居期間別離婚件数の推移

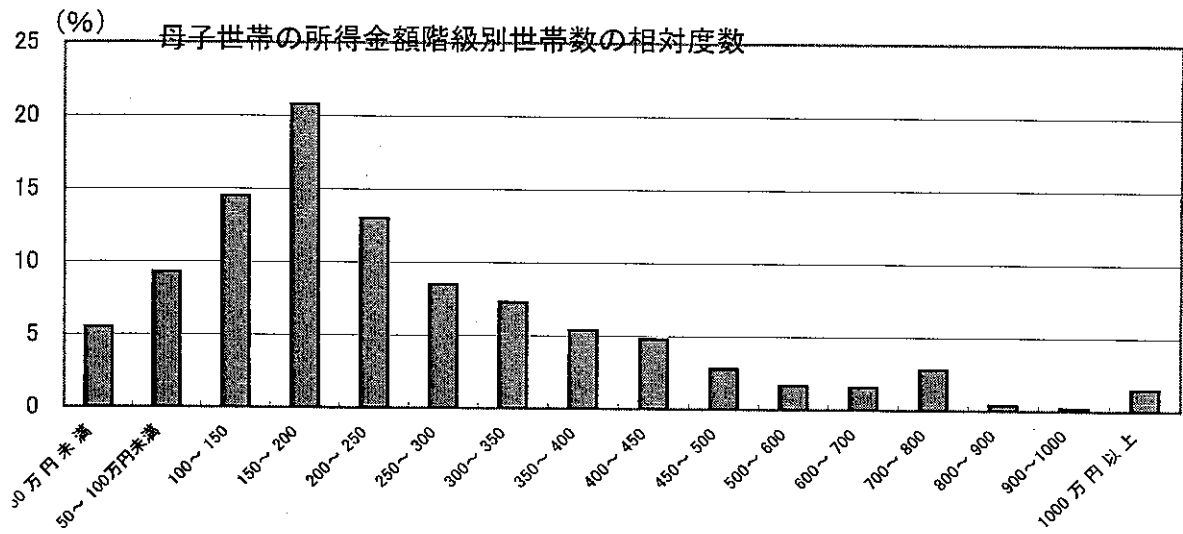
(万組)



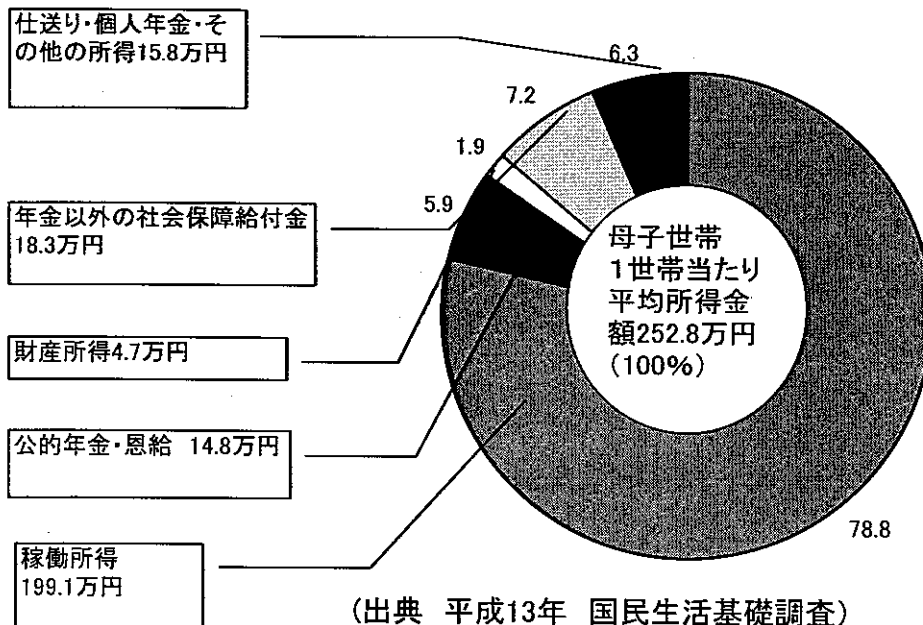
図表30-2 母子世帯数・父子世帯数



図表30-3 母子世帯の所得の状況



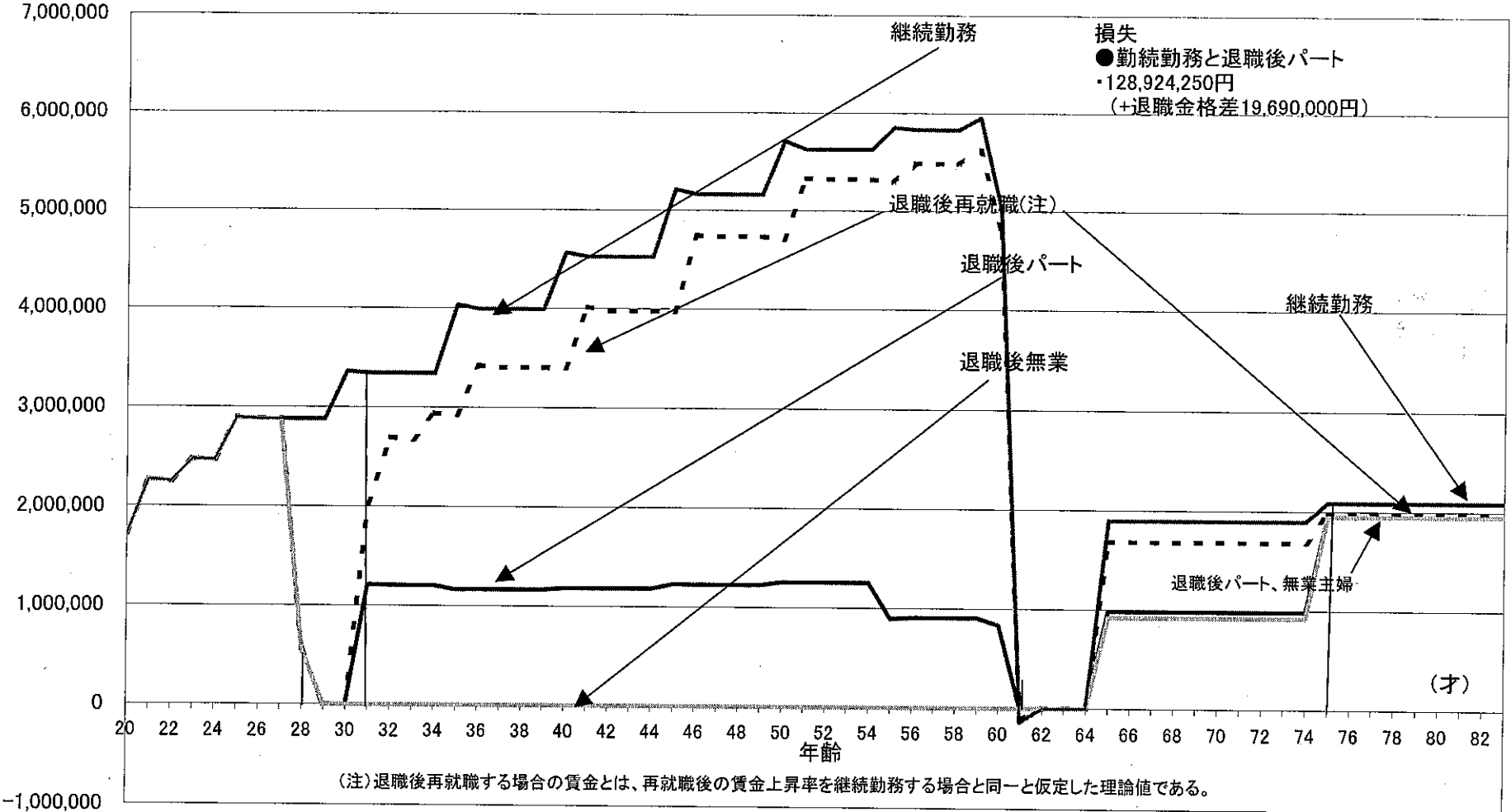
1世帯あたり平均所得金額 (万円)	252.8
世帯人員1人あたり平均所得金額 (万円)	93.6
中央値 (万円)	199



図表 31-1

可処分所得 (円)

女性の生涯の可処分所得
(継続勤務した場合と一時退職後パート勤務した場合の比較)



09

女性の生涯の可処分所得について(推計)

(単位:円)

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後無業
賃金	216,721,000	183,155,616	62,600,000	24,777,000
社会保険料	29,054,196	25,298,236	7,547,106	4,595,118
所得税+住民税	15,031,046	11,521,627	1,556,193	1,066,135
年金受給額	38,458,850	35,355,559	28,055,331	27,457,138
生涯可処分所得	211,094,608	182,309,637	82,170,358	47,191,210
退職金	20,580,000	13,330,000	890,000	890,000

(参考)

(単位:円)

20歳~27歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後再就職	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後パート	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後無業	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517

28歳~30歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	11,288,000	1,626,197	542,342	9,119,461
退職後再就職	0	0	(注1) 60,914	(注2) 557,412
退職後パート	0	0	60,914	557,412
退職後無業	0	0	60,914	557,412

(注1:前年分所得に対する住民税 注2:収入は賃金の他に失業手当を考慮)

31歳~60歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	180,656,000	22,832,882	13,346,747	144,476,372
退職後再就職	158,378,616	20,703,118	10,340,902	127,334,596
退職後パート	37,823,000	2,951,988	490,057	34,380,955
退職後無業	0	0	0	0

61歳~74歳				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	18,986,000	0	(注2) 136,736	18,849,264
退職後再就職	16,845,799	0	114,590	16,731,209
退職後パート	9,852,156	0	0	9,852,156
退職後無業	9,253,963	0	0	9,253,963

(注2:60歳時の所得に対する住民税)

75歳(夫の死亡)~84歳(死亡)				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	19,472,850	665,856	0	18,806,994
退職後再就職	18,509,760	665,856	0	17,843,904
退職後パート	18,203,175	665,856	0	17,537,319
退職後無業	18,203,175	665,856	0	17,537,319

生涯可処分所得		退職金	損失(継続勤務と退職後再就職)
継続勤務	211,094,608	20,580,000	28,784,971
退職後再就職	182,309,637	13,330,000	+退職金格差 7,250,000
退職後パート	82,170,358	890,000	
退職後無業	47,191,210	890,000	損失(退職後再就職と退職後パート) 100,139,279 +退職金格差 12,440,000

損失(退職後パートと無業)	
	34,979,148
+退職金格差	0

	退職金	合計
継続勤務	60歳定年時	約2058万円
退職後再就職	定年時 (約88.8万円+1243.8万円)	約1333万円
退職後パート	28歳退職時のみ	約89万円

(注)

(女性)

- ・短大卒。20歳で就職。28歳で大卒・30歳の男性と結婚後、第1子を出産、30歳で第2子を出産する。なお、75歳で夫と死別、84歳で死亡と仮定。
- ・死別時の相続は考慮しない。
- ・継続勤務とは、第1子、第2子出産の際の際に退職せず、同一会社に勤務した場合をいう。
- ・退職後再就職とは、28歳で退職後、31歳で正社員として再就職し、60歳まで勤務した場合をいう。
- ・退職後パートとは、28歳で退職後、31歳から60歳まで、パートタイマーとして勤務した場合をいう。
- ・退職後無業とは、28歳で退職後、賃金を得ないことをいう。

(賃金)

- ・厚生労働省「平成12年 賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額」と「年間賞与その他特別給与額」により算定。なお、「所定外給与」は考慮していない。
- ・継続勤務の場合は、同調査の産業計、高専・短大卒のデータを使用。パートタイマーの賃金は、同調査のパートタイマー労働者の職種計のデータを使用。

(退職金)

- ・退職後パート、退職後再就職の28歳時の退職金については日本経営者団体連盟「平成12年9月度退職金・年金実態調査」全産業・規模計の管理・事務・技術労働者の自己都合退職の標準者退職金を参考に、退職時の所定労働時間内賃金の3ヶ月分で計算。
- ・継続勤務の60歳時の退職金は、同資料の会社都合退職の標準者退職金を参考に、所定労働時間内賃金の46ヶ月分で計算。
- ・退職後再就職の60歳時の退職金は、同資料の会社都合退職の勤続勤続年数30年の場合を参考に、所定労働時間内賃金の35ヶ月で計算。

(社会保険)

- ・社会保険料は、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の合計額。平均標準月額表(H13・3月以降分)を使用。標準月額算出にあたっては、上記賃金のうち、「年間賞与その他特別給与額」は除いた額を使用し、物価上昇率を考慮しない。

①厚生年金

- ・月額保険料＝標準報酬月額×8.765%+特別保険料×0.5%で計算。
- ・退職後、パートの場合
厚生労働省「平成12年 賃金構造基本統計調査」賞与を除く年間の賃金は、すべての年齢で130万円未満である。
なお、年間労働時間を、同調査の「実労働日数」×「1日あたり所定内労働時間」×12ヶ月とする。
一般労働者の月間所定労働時間を157時間と仮定し、157時間×12ヶ月×3/4＝1413時間と比較をすると、54歳以下では、1413時間を下回るため、第3号被保険者とし、55歳以上では第2号被保険者であると仮定する。
- ・老齢厚生年金
老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに支給開始年齢を65歳以上とする。
- ・遺族年金
継続就業、退職後再就職の場合は、「③夫と自分の老齢厚生年金の2/1」を選択し、退職後パート、退職後無業の場合は、「①夫の老齢厚生年金の3/4」を選択。

62

②医療保険

- ・医療保険は、継続勤務、退職後再就職、退職後パートの2号期間は、政府管掌健康保険の保険料率(自己負担分)4.25%を適用して計算。
- ・無業主婦は59歳から、その他(継続勤務、退職後パート、退職後再就職)は61歳から、国民健康保険へ加入する。
保険料は、片働き世帯(妻59・夫61歳～)とその他の世帯(妻61歳・夫63歳～)では、夫と死別するまで(夫76歳・妻74歳)、世帯主である夫が支払い、夫の死後(妻75歳から)は、妻が支払う。(妻75歳からの保険料:厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の一般被保険者分(老人含む)の1人あたり調定額 73984円を外挿)

③雇用保険

- ・雇用保険には、継続就業、退職後パート、退職後再就職、退職後無業が、すべての勤務期間において加入し、被保険者の保険料率は0.6%とする。
- ・退職後再就職、退職後パートは、28歳退職時に失業保険を受給。(失業給付計算=支給手当日額7400円×0.696×120日)

(税金)

①所得税

- ・平成12年基準で計算。基礎控除38万円、生命保険料控除5万円で計算。定率控除(20%)を考慮。

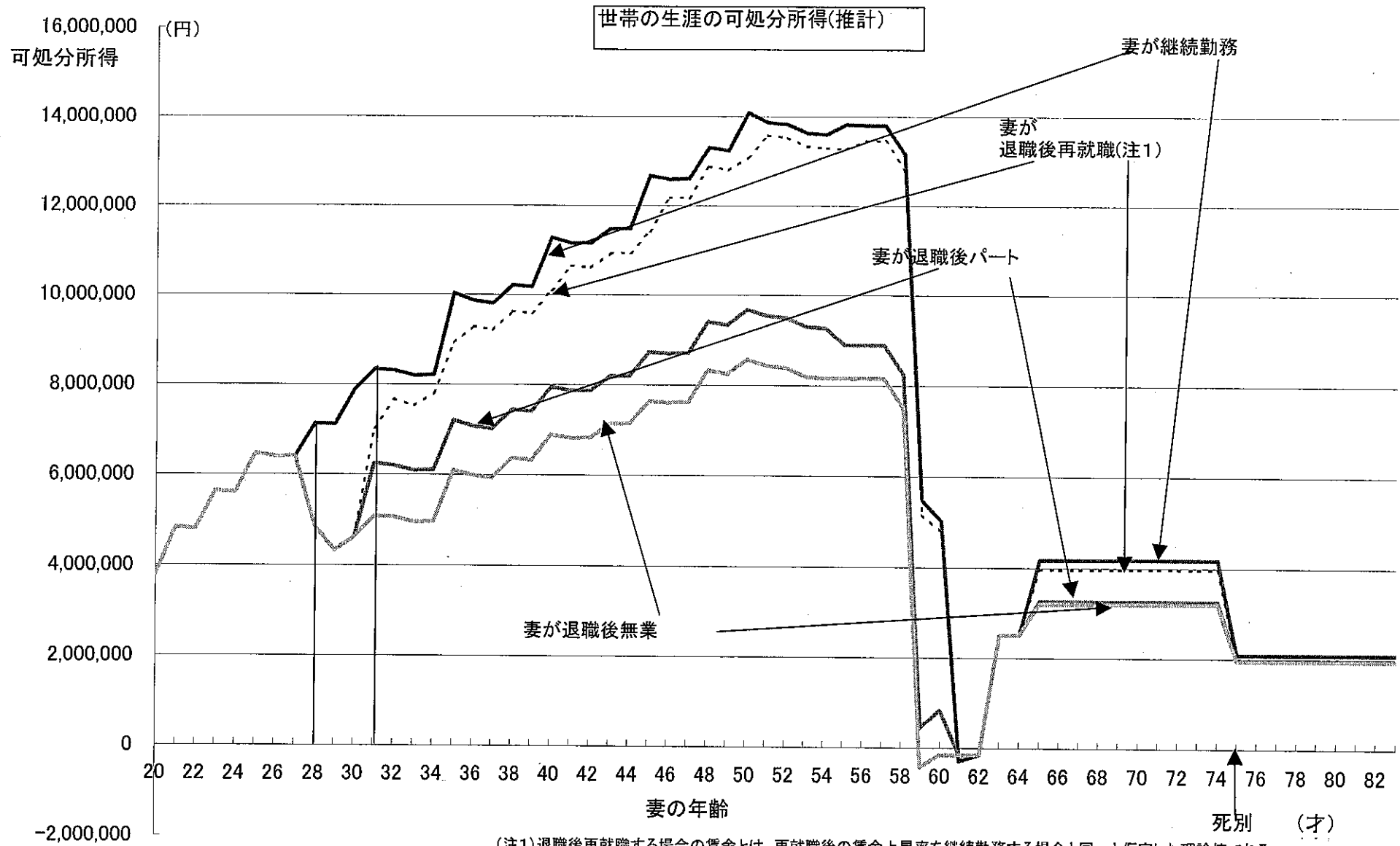
②住民税

- ・標準税率(定率控除 15%、最高4万円)で計算。基礎控除33万円、生命保険料控除3万5千円で計算。均等割は考慮せず、所得割のみ計算。非課税限度額を考慮しない。課税所得は前年の所得。

③その他

- ・継続就業、退職後パート、退職後再就職の妻が59歳、60歳(夫が61歳、62歳)時、扶養控除、配偶者特別控除を考慮する。(その他については夫の税額計算において考慮)
- ・61歳以降の税額計算は収入を公的年金のみとする。(老年者控除を考慮)
(参考:平成11年全国消費実態調査 単身者世帯 女性(60歳以上、就業無し)の年間収入は約204万円)

69



(注1) 退職後再就職する場合の賃金は、再就職後の賃金上昇率を継続勤務する場合と同一と仮定した理論値である。

世帯の生涯の可処分所得について(推計)

(単位:円)

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後無業
賃金	509,079,800	475,514,416	354,958,800	317,135,800
社会保険料	68,144,367	64,388,407	46,637,277	43,983,765
所得税+住民税	40,171,262	36,661,843	25,322,747	21,204,080
年金受給額	68,066,050	64,962,759	57,662,531	57,064,338
生涯可処分所得	468,830,221	440,045,250	341,279,633	309,630,619

控除された税額

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後無業
①妻の休職中:28歳~30歳		(注1) 252,594	(注1) 252,594	(注1) 252,594
②妻31歳~60歳			(注2) 1,121,068	(注3) 3,693,275
③夫61.62/妻59.60歳 (計)	(注3) 301,725 301,725	(注3) 312,534 565,127	※そもそも納税額が0 1,373,662	※そもそも納税額が0 3,945,869

(注1) 配偶者控除(所得税38万円,地方税33万円)+配偶者特別控除(38万円,地方税33万円)適用

(注2) 配偶者特別控除のみ適用

(注3) 配偶者控除(所得税38万円,地方税33万円)+配偶者特別控除(38万円,地方税33万円)適用

(注4) この他、夫の年金受給後、妻の年金額に応じて、配偶者控除、配偶者特別控除の適用に差異が生じるが、この場合ではすべてのケースで夫の納税額が0となる。

(参考)

(単位:円)

妻20歳~27歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後再就職	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後パート	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後無業	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356

妻28歳~30歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	27,103,100	3,896,710	1,312,161	(注4) 22,134,229
退職後再就職	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774
退職後パート	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774
退職後無業	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774

(注4: 収入は、賃金の他に妻(継続勤務の妻以外)の失業手当、児童手当を含む)

妻31歳~60歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	426,891,100	52,836,221	36,493,826	(注5) 338,356,644
退職後再就職	404,613,716	50,706,457	33,286,390	321,214,869
退職後パート	284,058,100	32,955,327	22,314,477	229,388,296
退職後無業	246,235,100	30,301,815	18,195,811	198,337,474

(注5: 収入は、賃金の他に児童手当を含む)

妻61歳~74歳(夫63歳~76歳)				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	48,593,200	2,075,467	(注) 136,736	46,380,997
退職後再就職	46,452,999	2,075,467	114,590	44,262,942
退職後パート	39,459,356	2,075,467	0	37,383,889
退職後無業	38,861,163	2,075,467	0	36,785,696

(注: 妻の60歳時の所得に対する住民税)

妻75歳(夫の死亡)~84歳(妻の死亡)				
	年金受給額	保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	19,472,850	665,856	0	18,806,994
退職後再就職	18,509,760	665,856	0	17,843,904
退職後パート	18,203,175	665,856	0	17,537,319
退職後無業	18,203,175	665,856	0	17,537,319

一生生涯可処分所得		損失(継続勤務と退職後再就職)	28,532,377
-----------	--	-----------------	------------

継続勤務	469,664,221	損失(退職後再就職と退職後パート)	99,012,211
退職後再就職	441,131,844		
退職後パート	342,119,633		
退職後無業	310,470,619	損失(退職後パートと無業)	31,649,015

損失(退職後パートと無業)	31,649,015
---------------	------------

夫の所得の推計

	パート妻の夫	継続	再就職	退職後無業主婦の夫
賃金	292,358,800	292,358,800	292,358,800	292,358,800
社会保険料	39,090,171	39,090,171	39,090,171	39,388,647
所得税+住民税	23,766,554	25,140,216	24,887,622	20,137,945
年金受給額	29,607,200	29,607,200	29,607,200	29,607,200
生涯可処分所得	259,109,275	257,735,613	257,988,207	262,439,408

22歳～29歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839
再就職・継続	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839
退職後無業	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839

30歳～32歳(継続以外妻休職)				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート・再就職	15,815,100	2,270,513	517,225	13,027,362
継続	15,815,100	2,270,513	769,819	12,774,768
退職後無業	15,815,100	2,270,513	517,225	13,027,362

33歳～60歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	246,235,100	30,003,339	21,368,601	194,863,160
再就職・継続	246,235,100	30,003,339	22,489,670	193,742,091
退職後無業	246,235,100	30,003,339	17,927,920	198,303,841

61～62歳				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	0	0	(注) 455,819	-455,819
継続	0	0	461,819	-461,819
再就職	0	0	461,819	-461,819
退職後無業	0	298,476	267,891	-566,367

(注:60歳時の所得に対する住民税)

63歳～76歳(77歳で夫死亡)

	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
継続	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
再就職	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
退職後無業	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733

(注)

(世帯所得)

- ・世帯所得とは、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を考慮して夫の可処分所得を計算し、それぞれ妻の可処分所得と合算し、さらに児童手当を加えたものをいう。
- ・夫は大卒、22歳～60歳まで継続就業する。

(夫の可処分所得) ※夫の退職金は収入として考慮していない。

①賃金

- ・女性(妻)の賃金計算と同調査の産業計、大卒のデータを使用。

②社会保険

- ・厚生年金、医療保険、雇用保険ともに妻と同様の保険料率を使用する。

ただし、医療保険について、無業主婦の夫以外は、61、62歳(妻59歳、60歳)時に妻の被扶養者となり、無業主婦の夫は妻と国民健康保険に加入し、保険料を支払う。(保険料は、厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の退職者被保険者等分の1世帯あたり調定額 149,238円を外挿。)

夫63歳以降は、すべての世帯で国民健康保険に加入し、夫が保険料を支払う。

(63歳～69歳まで厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の退職者被保険者等分の1世帯あたり調定額 149,238円を外挿。70歳から76歳まで同資料平成11年度の市町村の一般被保険者分(老人含む)の1世帯あたり調定額 146,465円を外挿。)

③税金

- ・扶養控除、特定扶養控除(16才～22才の子ども)、配偶者特別控除を考慮する。
- ・均等割額都民税1,000円、区民税3000円を世帯主である夫が支払う。

(児童手当)

- ・受給資格要件には、世帯員の所得は合算されないため、夫の所得をもとにする。
- ・児童手当法の改正に係る特例給付を考慮(平成12年6月実施)し、就学前児童に対し給付。

(備考:企業からの配偶者手当)

- ・配偶者の支給制限収入金額を103万円(所得税法上、非課税とされている収入は年収から除外)と仮定すると、退職後パートの場合、すべての年齢において、適用除外となる。

67

図表31-2 各国の公的年金制度(女性のライフスタイル選択の観点から)

	日本	アメリカ	イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス
制度の創設・経緯	1942 労働者年金保険 1961 国民皆年金	1935 民間商工業者 以後漸次拡大	1908 無拠出年金 1925 国民保険	1913 国民年金 1946 国民基礎年金 1955 所得比例 1999 拠出建て	1880 年代生涯及 び老齢保険 1945 東西分割 1990 制度統合	1930 社会保 障法 1972 企業年 金の強制適用
企業年金・個人年金との関係	企業年金・個人年金も普及	確定給付型・確定拠出型の企業年金・個人年金が広く普及	企業・職種毎の企業年金・個人年金が広く普及	全国的な職種横断型の職員退職年金制度、労働者退職年金制度あり	民間被用者に企業年金が普及	強制の企業年金あり
(公的年金の負担面)						
単位(負担の名義)	自営(1号):個人単位 被用者(2号):個人単位(ただし第3号被保険者制度による夫婦世帯への配慮あり)	個人単位	個人単位	個人単位	個人単位	個人単位
負担者の範囲	自営:3/4基準を満たさず、 被用者の配偶者なら130万円基準を満たす 被用者:3/4基準を満たす	被用者:収入のある者 自営業者:年400ドル以上の収入がある者 無職:非加入	被用者:週に72ポンド以上の収入のある者 自営業者:年3955ポンド以上	年間8952クローネ以上の所得を有する者 無職は非加入	被用者:週15時間以内労働、月収620マルク以下は任意。他は強制 自営業者:任意(業種によっては強制)	被用者、自営業者:強制 無職:任意
徴収額算定のベース	所得	所得	所得	所得	所得	所得
徴収額とベースとの関係	自営:固定額 被用者:所得比例	所得比例	被用者:所得比例 自営:定額(所得が一定額を超えると定率)	所得比例	所得比例	所得比例
育児期間等への配慮	自営:なし 被用者:減免して負担済みの扱い(育児休暇中)	特になし	育児(16歳未満)等のため最低稼得収入額未満の者は、基礎年金の加入すべき年数から控除(控除後下限は有資格年の1/2または20年)	子が4歳に達するまで所得の喪失や減少があった場合、子の出生年の前年所得等で配慮	育児期間(子1人につき出生後3年)は全被保険者の平均賃金で納付とみなす。更に平均賃金未満の者に優遇措置あり。	女性被保険者が子を16歳までの間少なくとも9年間養育すると、子1人につき2年間加入期間加算措置あり。
夫婦間の所得分割(保険料納付記録記載時)	なし	なし	なし	新制度の積立方式による年金については、夫婦ともに1938年以降生まれの場合、夫婦共同の申請に基づき、夫婦間で年金権を移転できる(離婚とは無関係)	選択制で、婚姻中の夫婦についても年金分割(=所得分割)が可能	—

29

(公的年金の給付面)	(日本)	(アメリカ)	(イギリス)	(スウェーデン)	(ドイツ)	(フランス)
単位(給付の名義)	個人単位(ただし、第3号被保険者制度、高齢配偶者への遺族年金あり)	個人単位(ただし、配偶者年金、高齢配偶者への遺族年金あり)	個人単位(ただし、配偶者年金、高齢配偶者への遺族年金あり)	個人単位	個人単位(ただし高齢配偶者への遺族年金あり)	個人単位(ただし高齢配偶者への遺族年金あり)
第3号被保険者制度、配偶者年金等	第3号被保険者制度により、狭義の負担がなくとも基礎年金の給付あり	65歳以上の配偶者に対して、被保険者の年金の50%を配偶者年金として給付	夫が受給年齢(65歳)に達し、受給年齢(60歳、今後引き上げ)に達した妻に、夫の基礎年金の60%を配偶者年金として給付。夫にはない。	なし	なし	(配偶者年金はないが、老齢年金等の非受給者たる配偶者を扶養している者に年金加給の場合あり)
高齢配偶者への遺族年金	厚生年金は強制(基礎年金は必要なし)	支給は60歳以上、障害あれば50歳以上(強制)	夫が受給年齢(65歳)に達し、受給年齢(60歳、今後引き上げ)に達した妻に、夫の死後、夫の基礎年金と付加年金の100%を給付(強制)。夫にはない。	なし	45歳以上の場合の支給あり(強制)。	55歳以上の遺族配偶者への支給あり(強制)
若年配偶者、子供への遺族年金	基礎年金:子(18歳以下)のある妻、(強制) 厚生年金:子のある妻、子には遺族基礎年金に上乗せ。子のない妻には上乗せのみ(強制)。55歳未満の男性には上乗せなし。	子(16歳未満)を養育する未再婚の配偶者には被保険者の年金額の75%(強制)。	児童(16歳未満、16-18歳の学生)を養育している者等に支給(強制)。 45歳~60歳未満の遺族配偶者に対する支給あり(強制)。	65歳未満の遺族配偶者に、①6ヶ月間の生活転換年金や、その後、②子が12歳になるまでの延長、③自らの収入では生活不能と認定された場合の支給、などあり(強制)。遺児に支給される年金あり(強制)。	子(18歳以下)を養育した場合上記と同じ支給あり(強制)。 子がなくて45歳未満の場合上記を減額した支給あり(強制)。	55歳未満の遺族配偶者への3年間定額の支給あり(強制)。 3人以上の子を扶養した時の加給、子供への家族給付制度等あり。
重ね方のタイプ	「ミニマム」+所得比例	所得比例のみ	「ミニマム」+所得比例(所得比例給付は雇用者のみ)	所得比例のみ(98以前は、基礎年金+所得比例)	所得比例のみ	所得比例のみ(この他に強制の企業年金)
「ミニマム」部分の設定	全員一律(基礎年金)	なし(生活保護対応)	全員一律(基礎年金)	低所得者限定(税財源による保障年金)	なし(生活保護対応)	老人最低保障
負担ベースと給付額の関係	基礎年金:定額(納付欠落期間加味) 厚生年金(2階部分):所得比例	所得比例	基礎年金:定額 雇用者上乗せ:所得比例	所得比例	所得比例	所得比例
所得再分配	基礎年金による所得再分配	所得への乗率を2箇所通減(バンドポイント制)	基礎年金による所得再分配	なし	なし	なし

69

夫婦間の年金分割(離婚時)	年金制度上はなし	婚姻期間10年以上の場合、離婚した場合でも元配偶者の保険料納付記録に基づく配偶者年金(被保険者本人の基本年金額の50%)を支給	付加年金(離婚の場合):任意で申請し、裁判所の命令又は当事者間で申告した比率に基づいて分割。 基礎年金(離婚の場合):再婚していなければ、元の配偶者の保険料納付記録に基づく基礎年金を受給可能。	(負担の項参照)	年金期待権の分割、債権的な年金分割、当時者の取決めによる年金分割が可能(後2者の場合は、元配偶者から独立した年金権は得られない)	(不明)
(参考)世帯による所得代替率の差。 []内は試算の一例。	(基礎年金+所得比例) 片稼ぎ>共稼ぎ [片稼ぎ:52.5、共稼ぎ:42.8、男単身:37.5、女単身:53.4]	片稼ぎ>共稼ぎ [片稼ぎ:65.0、共稼ぎ:44.9、男単身:43.3、女単身:47.1]	片稼ぎ>共稼ぎ [片稼ぎ:42.9、共稼ぎ:36.2、男単身:34.8、女単身:38.2]	片稼ぎ=共稼ぎ=単身 [全て38.0]	片稼ぎ=共稼ぎ=単身 [全て43.0]	(不明)
(参考)支給開始年齢	基礎年金:65歳 厚生年金:60歳	65歳(2027年までに67歳)	男性:65歳 女性:60歳(2010年から10年間で65歳へ)	(一般的支給開始年齢はなし)	男性:63歳(2009年までに65歳) 女性・失業者:60歳(2018年までに65歳)	60歳
(参考)一般財源からの繰り入れ	基礎年金の1/3	高所得者の年金に課税し、年金会計へ。	なし	保障年金は国庫負担	支出に対する連邦補助あり	老人最低保障に国庫負担等

注)1. 厚生年金基金連合会(1999)「海外の年金制度」東洋経済新報社、影響調査専門調査会ヒアリング資料などを参考に作成

2. 日本の国民年金の各被保険者

第1号被保険者:3/4基準を満たさず、被用者の配偶者であれば130万円基準を満たす(2号、3号以外の者。自営業者等。)

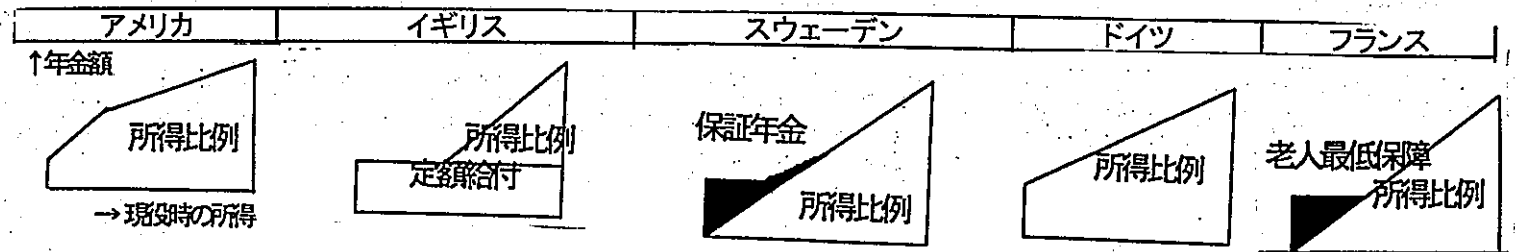
第2号被保険者:3/4基準を満たす。(被用者、つまり厚生年金等被用者年金の被保険者。)

第3号被保険者:3/4基準、130万円基準ともに満たさず(被用者の被扶養配偶者)

(3/4基準:1日又は1週の所定労働時間及び1カ月の所定労働日数が通常の労働者3/4以上

130万円基準:年収が130万円以上)

(参考) 各国の年金制度の体系



70

(図表 3 2) 欧州のワークシェアリングの主要類型

類型	内容	(参考：欧州各国の動向 [1999年時点])
労働時間の全般的削減 (general reductions in working time)	職を創出するため全労働者の労働時間を削減する。この削減は、経営者と労働組合(企業別、業種別、全国)の間で合意される。	フィンランド、ギリシャ、ルクセンブルグ、スウェーデンでは、労働組合が経営者団体や政府に 35 時間週労働を検討するよう様々な活動を展開。ベルギーの組合は週 32 時間労働の最終的導入を図る一方、スイスでは組合は週 36 時間労働をキャンペーン。論争段階を終えた国として、ドイツでは金属産業労組が 1990 年に週労働を 1995 年までに 35 時間まで削減する協約を締結、他部門を先導。更に 32 時間とするか論争あり。フランスはオブリ法が 1998 年に導入され遅くとも 2002 年までに週 35 時間とした。
ジョブシェアリング	2 人が一つのフルタイム職務を自主的に分け合い、各人の労働時間を基礎に賃金と手当を分割。	フィンランドは法律でジョブシェアリングを規制する唯一の国。アイルランドは公共サービス部門で採用。イギリスは法律でなく経営者によるもの。
早期退職パートタイム(part time early retirement)	定年が近づいた高年労働者が労働時間を短縮し、これにより不足する労働分を補うため失業者が採用され、当該高年労働者から職務経験を学ぶ。	フランス、ドイツ、スウェーデン、スイスの制度だけが、早期退職パートタイマーが出た時に失業者を採用することを経営者に義務付け。オーストリア、ベルギー、フィンランドでは新規採用を経営者に要求しないものの、実質的には不足分労働を補うためにそうすることが期待されている。
自発的パートタイム労働(voluntary part-time working)	労働者はその労働時間を削減することを選択し、地位をフルタイムからパートタイムに変更できる。一方、経営者には労働の不足分を補うため新しく労働者を採用することが推奨される。	特にオランダで普及。オランダ政府は、雇用期間・条件に関するフルタイムとの均等待遇確保規定等に基づきワークシェアリングを促進。この結果、パートタイマー率は 37% (EU 平均 16%)。ベルギーでは、パートタイム化のためフルタイム労働者に対し 3 年間社会保障の権利が与えられるよう政府が関与。フランスでは、労働時間削減のため社会保障雇用主負担 30%削減を経営者に提供。
有給休職(paid-leave arrangements)	労働者がなんらかの理由により一定期間の有給休暇を取得。その不在の間、失業者が採用され入れ替わる。	デンマーク、フィンランド、ノルウェーは休暇が取得されると新規採用をすることを義務付け。休暇目的は異なり、デンマークは教育訓練、社会的、育児。フィンランドでは目的は自由。ノルウェーでは、教育訓練目的のみ。
キャリア・ブレイク(career breaks)	家族の一員の世話や旅行のためなどで労働者が無給休暇を取る。その不在の間他の者が採用され入れ替わる。	オーストリア、ベルギー、オランダではキャリア・ブレイク者が出ると新規採用を義務付け。アイルランドでは休暇は無給だが他制度による休暇中の給付あり。ベルギーではフルタイムとパートタイム休暇があり、育児、訓練、教育、旅行目的が対象。

(備考) 1. "Worksharing in Europe...part one," *European Industrial Relations Review* 300 (January 1999): 14-19 の記述を図表化。

2. 「欧州各国の動向」欄は類型の内容理解のための参考であり、必ずしも欧州各国の最新動向を網羅的に記載したものではない。

(図表33)各国の男女別パートタイム労働者の割合(%):2000
(%)

	計	男性	女性
ベルギー	20.7	6.6	39.9
デンマーク	21.7	9.9	35.2
イタリア	8.8	3.8	17.4
ドイツ	19.4	5	37.9
オランダ	41.2	19.2	70.6
フランス	16.9	5.4	31
イギリス	24.9	9	44.5

(出典)Eurostat.Labour Force Survey Principal results 2000より作成